

公安委員会文書管理者の指定等に関する訓令の施行に関し必要な様式の制定について（例規乙）

〔平成13年12月18日  
兵警総例規乙第5号総務部長〕

公安委員会文書管理者の指定等に関する訓令の施行に関し必要な様式の制定についてを下記のように定め、平成13年12月18日から実施する。

記

1 趣旨

この通達は、公安委員会文書管理者の指定等に関する訓令（平成13年兵庫県警察本部訓令第22号。以下「訓令」という。）の施行に関し必要な様式を定めるものとする。

2 公安委員会受付印等

訓令第4条第2項に規定する公安委員会受付印の様式は様式第1号、公安委員会文書收受簿の様式は様式第2号のとおりとする。

3 公安委員会告示番号簿等

訓令第5条第4項に掲げる簿冊の様式は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 公安委員会告示番号簿 様式第3号
- (2) 公安委員会規則番号簿 様式第4号
- (3) 公安委員会訓令番号簿 様式第5号
- (4) 公安委員会文書発送番号簿 様式第6号